

仕 様 書

1 業務名

大型自動車等運転免許取得講習

2 業務目的

堺市消防局内での大型自動車等の運用にあたり、局内候補者に対して第一種大型自動車運転免許、第一種中型自動車運転免許、大型特殊自動車運転免許（以下、大型自動車等運転免許）を取得させるため

3 履行場所

受注者自動車教習所

（堺市内に所在又は本市に隣接して所在していること。）

4 受注者要件

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条に基づく指定自動車教習所として大阪府公安委員会に指定された自動車教習所であること

5 実施科目

第一種大型自動車運転免許、第一種中型自動車運転免許、大型特殊自動車運転免許

6 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

7 受講人数

15名

受講者免許区分（令和7年5月21日現在）

第一種大型自動車運転免許 中型1名、準中型2名、準中型（5t限定）1名

普通（MT）1名

第一種中型自動車運転免許 準中型2名、準中型（5t限定）3名

普通（MT）4名

大型特殊自動車運転免許 大型1名

8 業務内容

- （1） 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第33条に規定する教習の時間及び方法により実施すること。
- （2） 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第34条に規定する技能検定を実施すること。
- （3） 技能講習時、受注者の責任において安全対策を行い、万が一自動車事故が発生した場合は、受注者の加入する自動車保険にて対応すること。
- （4） 初回教習時に、受講者と調整のうえ修了検定までの教習スケジュールを作成し、予

約枠を確保すること。また、作成後速やかに発注者へ提出すること。

スケジュール作成にあたっては受講間隔等を適正に保ち、教習効果を十分に期待できるスケジュールとすること。

- (5) 教習予定日の1週間前までは、前後それぞれ2日間の同時時間帯を予備日として確保すること。

9 受講状況の把握

- (1) 各講習ごとの出欠確認は受注者側の方法に一任するものとする。ただし、受講者が遅刻・欠席した場合、発注者に連絡をすること。
- (2) 履行期間終了4か月前において、受講者が講習を修了していない場合は発注者の指定する連絡先へ報告すること。
- (3) 発注者が講習状況の照会を行った場合は、速やかに応じること。
- (4) 受注者は、業務完了後、業務完了届及び教習原簿の写しを速やかに提出すること。

10 入札参加除外者を資材購入先等とすることの禁止

- (1) 受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方（以下「資材購入先等」という。）としてはならない。
- (2) これらの事実が確認された場合、本市は受注者に対し、当該資材購入先等との契約の解除を求めることができる。

11 資材購入契約等の締結について

受注者は、資材購入先等との契約の締結にあたっては、契約締結時には本市の契約約に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

12 誓約書の提出について

- (1) 受注者は、堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし契約書の作成を省略する契約の場合、もしくは受注者が国若しくは地方公共団体その他公共団体又は本市の外郭団体である場合はこの限りでない。
- (2) 受注者は、資材購入先等がある場合には、これらの者から堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴して、本市へ提出しなければならない。
- (3) 受注者及び資材購入先等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとする。

13 不当介入に対する措置

- (1) 受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに本市に報告し、警察に届け出なければならない。

- (2) 受注者は、資材購入先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに本市に報告し、当該資材購入先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。
- (3) 本市は、受注者が本市に対し、(1) 及び (2) に定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。
- (4) 本市は、受注者又は資材購入先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が(1) に定める報告及び届け出又は(2) に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。

1 4 個人情報の保護

業務の履行に当たり業務に関する諸法令を遵守し、業務の円滑な進捗を図り、諸法令の運用適用は受注者の責任において行なうこと。

また、堺市個人情報の保護に関する法律施行条例及び堺市情報セキュリティポリシーを遵守し、個人情報を含む情報資産の取扱いについて、細心の注意を払うこと。

1 5 経費

人件費、教材費、講習に要する設備・機材・車両・燃料費、運転適性診断料、卒業証明書交付料、教科書代など本業務の範囲のすべての経費を受注者が負担するものとする。

1 6 その他の事項

本仕様書に定めのない項目及び疑義が生じた項目については、本市と受注者で協議を行い決定するものとする。